

△は条件つきで補助対象となります。

節	細節	歳出科目の例示	補助対象	備考
		(共通事項)	×	(以下は全て対象外) <ul style="list-style-type: none"> ・実施団体構成員の件費や、各種団体及び施設に係る運営費 ・目的、効果、必要性などが事業の趣旨に合致していない経費 ・事業に要する部分が明確になっていない経費 ・補助金交付決定前に発生した経費 ・物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費
報酬	—	各種委員会の委員報酬、非常勤職員報酬	×	
給料	—	事業主体職員の給料	×	
職員手当等	—	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、退職手当、児童手当、超過勤務手当等	×	
共済費	—	報酬、給料及び賃金にかかる社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等)	×	
災害補償費	—	療養補償、休業補償、遺族補償、葬祭補償等	×	
恩給及び退職年金	—	恩給及び退職年金	×	
賃金	—	アルバイト代(事業主体の構成員だけでは人員が不足するため、イベント前日の準備や当日の運営等臨時的に雇用する場合)	△	支払額は、P.11の県の予算基準を参考とすること。
報償費	—	講演会、研究会等の講師に対する謝礼金等	○	原則、P.11の県の予算基準以内とすること。
旅費	—	宿泊費、電車・飛行機・船舶等の運賃等	○	宿泊費は、原則、P.11の県の予算基準以内とすること。
交際費	贈呈経費	香典、花輪、見舞い、祝儀、土産、賛助(協賛)等	×	
	催事等に要する経費	行事、式典等に出席する場合の儀礼上必要とされる会費等	×	
	懇談会に要する経費	接遇・儀礼・交際等のための懇談会等の開催に要する経費	×	
需用費	消耗品費	事務用品、収入印紙、収入証紙、図書、記念品、被服、小規模の小看板等	△	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間の使用又は一回の使用で、その性質又は形状を失い、使用に耐えなくなるものの取得に要する経費(取得価格が10万円未満) ・物販を行う場合、商品の仕入れに係る経費は補助対象外。
	燃料費	石炭、木炭、灯油、プロパンガス、ガソリン、重油、軽油等	○	
	食糧費	弁当、お茶、コーヒー等	△	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、補助対象外。 ただし、講習会等の当日の講師の飲食代(昼食代・茶菓代等)、過疎・中山間地域活性化枠(集落等活性化事業(集落等再生計画策定事業))における打合せ会議等の茶菓代は補助対象。 ・原則、酒代は補助対象外。
	印刷製本費	文書・図面・パンフレット等の印刷代、写真の現像・焼付・引伸代、帳簿・書類・雑誌等の製本代、コピー代等	△	販売することを目的としたパンフレット、雑誌等の印刷経費については補助対象外。
	光熱水費	電気料金、ガス料金、上下水道使用料金等(ガスメータ・量水器等の計器使用料を含む)	○	
	修繕料	備品等の一部の修繕・補修又は建物等の小規模な修繕等現状復旧を目的とする修繕の経費(家屋・構築物等の小修理、自動車等の修理・定期点検整備(点検料のみの場合は役務費)、窓ガラスの入替え、畳の表替え、庁舎・体育館等の壁・屋根等の塗装(全面塗装を含む)、給排水施設の補修、道路等の小修理)	○	10万円以上の修繕にあっては、2者以上から見積書を徴すること。

△は条件つきで補助対象となります。

節	細節	歳出科目の例示	補助対象	備考
役務費	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 郵便料（切手、ハガキ、郵便小包、後納郵便料） 送料 電信電話料（電報料、電話料、電話加入権登録料、電話架設料、通信回線使用料、パソコン通信使用料等） 運搬料（事務用・業務用物品の荷造費運賃（これに付随する人夫賃、荷造料を含む）） 	△	（特に郵便料、電信電話料について）補助対象の部分と補助対象外部分を明確に区別できるようにすること。客観的に説明できない場合は、事業に係る部分であっても補助対象外。
	保管料	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫の倉敷料（これに伴う保険料を含む） 物品の保管料（保管場所の提供のみの契約に係るものは、使用料及び賃借料） 	○	
	広告料	新聞・テレビ・ラジオ・立看板による広告、航空機・アドバーン等による広告等	△	営利目的の広告については補助対象外。
	手数料	試験・検査・鑑定手数料、送金手数料、各種証明手数料、自動車点検手数料、クリーニング代、収入印紙（許可申請等に添付するもの）等	○	
	筆耕翻訳料	<ul style="list-style-type: none"> 筆耕料、謄写料、図面トレース料、タイプ料、ワープロによる情報入力料 翻訳料、速記料、通訳料 	○	
	火災保険料	建物保険料、運送保険料、災害保険料	○	
	自動車損害保険料	自動車損害保険料	○	
	委託料	—	各種研究調査委託、登記事務委託、各種講習会委託等	△
使用料及び賃借料	—	<ul style="list-style-type: none"> 土地、家屋、会場、会議室の借上料 機械、器具、貸植木等の借上料 バス、タクシーの借上料 テレビ受信料 入場料、拝観料 高速道路通行料、有料道路通行料 	○	タクシーの使用にあたっては、利用の目的、区間及び距離を予め明確にしておくこと。
工事請負費	—	土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、建具等	○	<ul style="list-style-type: none"> 2者以上から見積書を徴すること。 工事が事業の目的となっている又は大半を占めている場合、事業自体が補助対象外。 完成した工事目的物は、その適正な管理を行うこととし、適正な管理が見込めない事業は、補助対象外。
原材料費	工事用原材料費	セメント、砂利、鋼材、木材等の直営工事用原材料購入費	○	
	加工用原材料費	木工場における厚木、染物工場における綿糸布等の製造・加工用の原材料購入費、料理コンテストや加工品の開発研究に使う材料費、イベント開催時のふるまいに使用する食材費	○	
備品購入費	—	取得価格が10万円以上の物品	△	<ul style="list-style-type: none"> 2者以上から見積書を徴すること。 備品の購入が事業の目的となっている又は大半を占めている場合、事業自体が補助対象外。 購入した備品は、その適正な管理を行うこととし、適正な管理が見込めない事業は、補助対象外。
負担金、補助及び交付金	負担金	講習会の受講料、会議・研修等参加負担金	△	上部団体への加盟料、参加料等は補助対象外。
	補助金	各種団体等に対する補助金	×	
	交付金	各種団体等に対する交付金	×	
貸付金	—	各種団体等に対する貸付金	×	